

第 5 章 航行の安全

第 2 3 規則 水先人用乗下船設備

1 . 適用

- 1.1 水先人を使用することがある航海に従事する船舶は、水先人用乗下船設備を備える。
- 1.2 1994年1月1日以後に船舶に備える水先人用乗下船設備は、この第23規則の規定に適合するものとし、また、機関が採択した基準に妥当な考慮を払う。*
- 1.3 1994年1月1日前に船舶に備えた水先人用乗下船設備は、同日前に効力を有していた1974年国際海上人命安全条約第5章第17規則の規定に少なくとも適合するものとし、また、同日前に機関が採択した基準に妥当な考慮を払う。
- 1.4 1994年1月1日後に取り替える水先人用乗下船設備は、合理的かつ実行可能な限りこの第23規則の規定に適合するものとする。

2 . 総則

- 2.1 すべての水先人用乗下船設備は、水先人が安全に乗下船できるものとする。水先人用乗下船設備は、清潔な状態に整備し並びに適切に維持し及び収納し、またその安全な使用が確保されるように定期的に点検する。当該設備は、人員の乗降にのみ使用する。
- 2.2 水先人用乗下船設備の取付け及び水先人の乗降は、責任のある職員が監督する。当該職員は、船橋との連絡装置を持つものとし、船橋との間の安全な通路により水先人を案内するための措置をとらなければならない。設備の取付け及び操作に従事する者は、採択された安全措置の教育を受け、また、設備は使用前に試験をする。

3 . 乗下船設備

- 3.1 設備は、水先人が船舶の両舷で安全に乗降することができるように備える。
- 3.2 海面から船舶への出入りのための位置までの距離が9メートルを超えるすべての船舶において、アコモデーションラダー、メカニカルパイロットホイスト又はこれと同等に安全なかつ利用しやすい他の手段をパイロットラダーと共に用いることにより、水先人を乗降させようとするときは、そのような設備を船舶の両舷に備える。

* 機関が決議 A . 8 8 9 (2 1) において採択した水先人用乗下船設備に対する勧告及び MSC/Circ.568/Rev.1 「要求される水先人用乗下船設備」を参照すること。

但し、いずれかの舷における使用のために設備を移動することができる場合は、この限りでない。

3.3 船舶への安全かつ容易な出入りは、次のいずれかの設備による。

- .1 水面から1.5メートル以上9メートル以下の高さを登ることを必要とするパイロットラダーであって次のように取り付けられたものとする。
 - .1.1 船舶のいずれの排水口からも離れていること。
 - .1.2 両舷の外板が平行であり、かつ、実行可能な限り船舶の中央における船舶の長さの2分の1の範囲内となる位置に取り付けること。
 - .1.3 各ステップは船側に確実に接すること。防舷帯等の構造上の特徴によってこの規定の実施が妨げられる場合には、人が安全に乗降し得ることを確保するため主管庁の認める特別の措置をとること。
 - .1.4 船舶への出入りのための位置から水面に達することができる単一のパイロットラダーとし、船舶のあらゆる載貨状態、縦傾斜のあらゆる状態及び反対方向への15度の横傾斜を考慮に入れること。結び目、シャックル及び締め索の強さは、少なくともサイド・ロープと同じとすること。
- .2 水面から船舶への出入りのための位置までの距離が9メートルを超える場合には、パイロットラダーと共に用いるアコモデーションラダー又はこれと同等に安全かつ利用しやすい他の手段による。アコモデーションラダーは、下方が船尾方向となるように設置する。使用に当たっては、アコモデーションラダーの下端は、両舷の外板が平行であり、実行可能な限り船舶の中央における船舶の長さの2分の1の範囲内、かつ、いずれの排水口からも離れることとなる位置で船側に確実に接するものとする。
- .3 メカニカルパイロットホイストは、両舷の外板が平行であり、実行可能な限り船舶の中央における船舶の長さの2分の1の範囲内、かつ、いずれの排水口からも離れることとなる位置に設置する。

4 . 船舶の甲板への出入り

パイロットラダー、アコモデーションラダーその他の設備の頂部と船舶の甲板との間の人の乗降に関し、安全な、容易なかつ妨げられることのない出入りを確保するための手段を備える。このような出入りが、

- .1 手すり又はブルワークに設ける出入口による場合には、適当なハンドホールドを取り付ける。
- .2 ブルワークラダーによる場合には、2のスタクションであってその底部又はその付近及びこれより上方の位置で船舶の構造物に堅固に固定したものを取り付ける。ブルワークラダーは、倒れないように確実に取り付け。

5．サイドドア

水先人の乗下船に用いるサイドドアは、外側に開かないようにする。

6．メカニカルパイロットホイスト

- 6.1 ホイスト及びその附属設備は、主管庁の承認する型式のものでなければならない。
ホイストは、1人の人間を船側において上げ下げする移動はしごととして、又は1人以上の人間を船側において上げ下げするプラットフォームとして作動できるように設計されなければならない。また、ホイストは、水先人が安全な方法でホイストと甲板との間を移動できるような設計及び構造のものでなければならない。そのような移動は、ハンドレールで確実に防護したプラットフォームから直接に行うことができなければならない。
- 6.2 運搬中の人を降ろし又は引き上げるための効果的な手動装置を備え、動力の故障の場合に使用することができるようにしておく。
- 6.3 ホイストは、船舶の構造物に確実に取り付ける。取付けは、船側の手すりだけによるものであってはならない。船舶の各舷に可搬式ホイストのための適切かつ丈夫な取付場所を設ける。
- 6.4 ホイストの移動経路上に防舷帯が設置されている場合には、当該防舷帯は、ホイストが船側で作動することができるように十分に取り除く。
- 6.5 パイロットラダーは、ホイストの移動中いずれの場所からも移乗できるように、ホイストに隣接して取り付け、直ちに使用できるようにしておく。パイロットラダーは、船舶への出入りのための位置から海面に到達することができなければならない。
- 6.6 ホイストを降ろす舷側上の位置を明示する。
- 6.7 可搬式ホイストのために十分に防護された収納場所を設ける。非常に寒い天候の場合には、氷結の危険を防ぐため、使用する直前まで可搬式ホイストを取り付けてはならない。

7．関連設備

- 7.1 人が乗下船する場合には、次の関連設備を直ちに使用することができるように備えておく。
 - .1 水先人が必要とした場合に直ちに使用することができる直径28ミリメートル以上の2のマン・ロープであって、船舶に適切に取り付けたもの
 - .2 自己点火燈を備える救命浮環
 - .3 投げ索
- 7.2 4の規定により要求される場合には、スタンション及びブルワークラダーを備える。

8．照明

舷側にある水先人用乗下船設備、甲板上の乗下船場所及びホイストを操作する場所を照明するための適当な照明装置を備える。